

商事信託研究会著『商事信託法の研究 —商事信託法要綱およびその説明』

道垣内弘人

1 本書は、「これまでの信託法研究は民事信託を念頭に置いたものが中心である」が、「民事信託についてのルールを商事信託に適用した場合に不適切な面が少なくない」ので、「商事信託に適切なルールは何かを探る」という目的で作成された立法試案、すなわち商事信託法要綱にその説明を付したものである。この要綱は、第25回信託法学会シンポジウムでも、「商事信託に関する立法論的研究」と題して報告・議論され、『信託法研究25号』（2000年）に規定案・説明が掲載された。また、『信託207号』（2001年）にも掲載されている。これらに加え、広く学会員以外にも手に入りやすいよう、別途出版されたわけである。

本書の著者である「商事信託研究会」とは、前田庸教授を座長とする学者10名、信託銀行の実務家8名、信託協会2名からなる組織である。そのメンバーは、いずれも現在の信託法理論・実務をひっぱり合っている論客揃いであり、その方たちが、14年間の共同研究の成果としてまとめたわけだから、内容が優れていないわけではない。条文と説明が続き、通して読むことはなかなか骨が折れるが（『信託207号』には、「商事信託法理と商事信託法」と題する前田教授らの座談会が掲載されている。この座談会を道しるべとして読むこともできる）、骨を折っても全体構造を把握するだけの価値のある要綱であり、種々の実務的指針・理論的刺激が得られる。

さて、本要綱の第1の特徴は、現行信託法の存在を前提とし、「受託者が信託契約に基づき営業として引き受ける信託」に対して、特別法として補充的に適用されることが前提とされていることである。したがって、基本的な条文であっても、商事信託についてとくに変更の要がない

文献紹介

もの、たとえば現行信託法14条に対応する条文はない。

しかしながら、本要綱は、たんに商事信託について特別法を制定しようとする際にのみ機能するものではない。仮に民事の信託を含む信託の基本法が改正される機会があれば、本要綱は、四宮博士らによる「信託法改正試案」(信託法研究10号)と並び、真っ先に参照されるべきものである。さらには、現行信託法の解釈についても、多大な影響を与えることが予想される。

そこで、以下、具体的な内容を若干のコメントを付しながら紹介するにあたっては、商事信託の特殊性のみに焦点を絞るのではなく、各条文・制度を以下の3種に分類して考えていきたい。すなわち、

- ① 商事信託、とりわけ集団信託に特有な、しかし、そのような信託においてはとくに重要だと思われるもの、
- ② 商事信託法要綱といいながら、現行信託法の解釈の指針を示していると思われるもの、
- ③ 信託の構造理解そのものに関係すると思われるもの、

である。

もちろん、この分類は完全に排他的なものではない。おおざっぱな分類である。

2 商事信託、とりわけ集団信託に特有な、しかし、そのような信託においてはとくに重要だと思われるものとしては、次のような規定・制度がとくに注目される。

まず、受託者の解任について、現行信託法47条が、委託者、受益者等の請求により、裁判所がこれを行うことにしているのに対し、商事信託法要綱471条3項は、「受託者がその義務に違反したときその他正当の事由がある場合」には、受益者が受託者を解任できるとしている。この解任にあたっては、受益者が複数いる場合、受益権の3分の2をもってする決定が必要であるが(同要綱521条1項12号)、少数受益者の利益保護の観点から、受益権の100分の3を有する受益者は裁判所に受託者の解任を請求できるとしている(同要綱471条4項・521条1項12号)。

委託者およびその相続人による解任請求を認めなかった点は後に論じ

るが、それよりも、複数の受益者が存在する場合について、きめの細かい規定が置かれている点が重要である。実務における信託の利用状況においては、複数の受益者、それも多数の受益者が登場する場合も多い。しかしながら、現行信託法がこの点に十分な配慮をしていないのはたしかである。

同じような配慮は、受益者の会計帳簿等の閲覧謄写請求権を定める同要綱511条にも見られる。また、531条、541条、551条は、受益者を団体的に規律するものであり、実務においてまさに求められている基準となっている。

611条以下は、受益権の証券化について規律し、821条、822条は、信託の併合・分割について規定する。いずれも、ファンドとしての信託には重要であり、かつ、明文化が求められているものといえよう。

3　すでに述べたように、商事信託要綱には、それが特別法として制定されていなくても、現行信託法の解釈の指針を示していると評することができ、また、実際に解釈論に影響を与えられる規定も多い。

221条2項以下は、実は、信託業法10条、および、株券保管振替法37条に、すでに立法化されたところをまとめたものではあるが、とりわけ同条2項の結論（「有価証券が信託財産である場合については、それが分別して管理されているときは、信託財産であることを第三者に対抗することができる」）については、現行法の解釈論としても同旨が有力に主張されている（真船秀郎・信託法研究21号（1997年）、新井誠・NBL635号（1998年）、植田淳・信託193号（1998年）など参照。なお、道垣内弘人・信託法研究24号83頁（1999年）も参照）。同要綱221条2項は、事実として、以上のような解釈論に追い風となるであろう。

414条は、金銭の運用について、「有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件」が適用されないことを示す。そして、431条2項は、信託財産の運用につき、受託者の負う善管注意義務の内容として、いわゆる分散投資義務を負うと定めている。これは、いわゆるリーガル・リスト方式（安全な投資対象を法律で示し、その範囲での投資を原則とする）からプルーデント・インヴェスター・ルールへの流

文献紹介

れという英米法，とりわけアメリカ合衆国のリステイトメントの変化と対応するものである（アメリカ法律家協会編（早川眞一郎訳）『米国信託法上の投資ルール』（1996年）など参照）。現行法の解釈としては，特約がない限り，上記の勅令が適用されることになる。このこと自体は動かしがたい。しかしながら，リーガル・リスト方式が時代遅れであることはほぼ異論のないところと思われるし，上記にいう特約は明示である必要はない。そうすると，今後，黙示の特約を積極的に認定し，実際上はプルーデント・インヴェスター・ルールを適用していくということも十分可能であろう。同要綱414条はこの方向での運用ないし解釈論の展開にとって大きな支えとなる。

435条は公平義務を定める。これは，現行信託法の解釈論としても説かれているところである（たとえば，四宮和夫『信託法〔新版〕』249頁（1989年））。年金信託等においては，現在の受益者と将来の受益者との公平も重要である。今後，より深く議論されていくべきであろう。

721条，722条は相殺に関連する。現行信託法は，その17条が，「信託財産ニ属スル債権ト信託財産ニ属セサル債務トハ相殺ヲ為スコトヲ得ス」と規定しているわけだが，これには大きく分けて3つの解釈論上の問題点がある。第1は，その反対解釈として「信託財産ニ属セサル債権ト信託財産ニ属スル債務」とは当然に相殺できるのか，ということである。四宮博士が，実質的法主体性説から，上記の相殺も異なる法主体に属する債権の相殺にはほかならないから，不可であるとの解釈論を展開し（四宮・前掲187～188頁。反対説として，道垣内弘人・金融法務事情1592号23～24頁（2000年）），この説に立脚する裁判例もある（京都地判平成12年2月18日金融法務事情1592号50頁）。この問題について，同要綱は，実質的法主体性説からの説明を明示に排斥しており（同書143頁），この点も今後の解釈論に大きな影響を及ぼすであろう。第2は，現行信託法17条が強行規定か否かである。これは実務上は，信託銀行の用いる銀行取引約定，各種の約款の規律と関係し，大きな問題である。この点，同要綱は，721条4項において，異なる定めを置くことを明示に認めている（これに関連し，722条も重要な点を定めている）。第3

は、相殺の期待を有していた相手方をいかにして保護するか、である。すでに解釈論上、「民法109条の法意の類推適用」（能見善久・信託200号96頁（1999年））などが説かれている。同要綱は、721条1項但書において、「債権者が自己の有する債権について当該信託財産を責任財産とするものであると信じるにつき正当な事由を有するとき、又は自己の負う債務が固有財産若しくは他の信託財産に帰属すると信じるにつき正当な事由を有するとき」には、相手方からの相殺を認めるという立場を示している。もちろん、現行信託法の解釈・適用にあたっては、何らかの実定法に根拠を求める必要があるが、相手方の信頼を保護する必要があるという点では議論の流れが決したものといえよう。

他にも多々興味深い条文・解説がある。たとえば、434条は、受託者の忠実義務が規定されている。ただ、この点は、もう少し詳しい条文案を用意してもよかったように思われる。

4 商事信託法要綱は、現行信託法とは一般法と特別法との関係に立つことを予定して起草されている。しかし、その条文の中には、現行信託法における信託の構造理解に影響を及ぼすものもある。3で述べたのは、個々の条文の解釈論に対する影響であるが、ここでは、より根本的な「信託をどうとらえるか」に関連する点を検討しておきたい。

まず気になるのは、211条である。「信託法第1条に定める財産権の移転その他の処分は、債務の移転を含むことを妨げない」というわけだが、そのことの意味内容が問題である。もっとも、この点は別に論じたことがあるので、ここには繰り返さない（道垣内弘人・金融法務事情1597号68～69頁（1999年）参照）。結論としては、私は、実質的法主体性説を採用しない場合には、信託財産たる債務を観念すべきではなく、受託者は債務者として責任を負うが、ただその債務が「信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル」ものであれば、弁済後、信託財産から補償を受けられるだけである（その弁済のために信託財産を用いることも、解釈上認められる）と考える。

次に、311条は、委託者は信託の成立後、信託に関して一切の権利義務を有しないとす。説明では、「商事信託においては、委託者の意思

文献紹介

ではなく、商事的なアレンジメントとしての仕組み自体が重要である」という点が主たる理由になっているようである。しかし、アレンジメントだからなのだろうか。それとも、信託の構造として、本来、委託者が後に口を出すというのは例外的なはずだと考えるべきなのだろうか。私は、後者の理解も十分にありうると思う。そして、そうであるならば、現行信託法の解釈としても、なるべく委託者の権利を制限していくべきように思われる。商事信託に特有の問題と考えるのは必然的ではなからう。

416条に関しては、すでに述べたことがあるのでここでは繰り返さない（信託法研究25号67頁以下（2000年））。実際、表見代理についても、相手方の正当事由等が問題になる以前に、相手方の信頼を引き起こした行為がそもそも代理行為と評価できるのかという問題がある。これが肯定されてはじめて、無権代理行為と評価され、表見代理の成否が問題になるのである。しかるに、これまで、その前提の部分に対する検討が不十分であったように思われる。さて、416条が問題にしているのは、「受託者があくまで信託のために行った行為であるが、その行為を行う権限を受託者が有していなかった場合であり、そもそも受託者が信託のために行っていない場合は本条の射程外である」とされている。そうすると、同条の適用の前提として、ある行為が信託事務行為なのか否か（代理についていえば、代理行為であるか否か）についてを定める一般ルールが必要となる。今後、そのルールの自覚的検討が求められることになる。

433条は分別管理義務を規定し、その1項は、「ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、この限りでない」とする。これは全体としての任意規定化の一環であり、しかるに、このときに限っては、同条4項で受託者の責任を加重しているのだから、問題がないようにも思われる。しかし、分別管理の効果を倒産隔離に求める同要綱の立場を前提とすると、分別管理義務排除特約を締結した信託は倒産隔離のない信託ということになる。この点は、わが国の法体系において、どのような取引を「信託」と呼称するか、という問題につながっている（なお、同様の問

題は、461条に関連しても存在する。「受託者と同様の義務を負う」ということは、受託者だということなのか、そうではないのか)。この点も別に述べたところに譲る(道垣内弘人・金融法務事情1600号84頁(2001年))。

5 以上、いくつかの条文・制度を取り上げ、紹介とともに、若干のコメントを加えてきた。いくつか疑問も述べたが、しかし、ここまで精緻な要綱を作り上げたことに対しては、感嘆せざるをえない。

現行信託法を解釈し用いようとする者、実務のあるべき方向を模索する者、改正のあるべき姿を考える者、それらすべての者が熟読玩味すべきものであろう。

(東京大学教授)

[商事信託研究会著『商事信託法の研究—商事信託法要綱およびその説明』有斐閣, 2001年, A 5 版, 174頁, 定価(本体2,500円+税)]